

新処分場ニュースVol.7

～新最終処分場の進捗状況等について～

新処分場ニュースの第7報として、第1回環境保全協議会の開催状況と処分場周辺地域環境整備事業として宮城県仙台土木事務所が実施する県道の道路工事（舗装補修）について報告します。

宮城県環境生活部新最終処分場整備対策室・公益財団法人宮城県環境事業公社

第1回環境保全協議会を開催しました

令和7年8月28日(木)午後2時から大和町役場301会議室にて、大和町、公社、宮城県が締結した(仮称)第2クリーンプラザみやぎに係る環境保全に関する協定書第15条に基づく第1回環境保全協議会が開催されました。協議会には宮城県環境生活部長、大和町長、大和警察署交通課長、大和町土地改良区理事長、鶴巣地区区長会長、新処分場に近接した5地区(鳥屋、幕柳、大平上、大平中、大平下)の区長の他、各行政区から代表の方(副区長、農家組合長、実行組合長などから1名)に委員として参加いただきました。

協議会では、設立趣旨及び位置づけや新処分場における具体的協議事項、さらには今後の参考となるよう現処分場の取り組みを説明し、各委員から質問や要望等をいただきました。

また、新処分場建設工事の進捗状況についても報告させていただきました。

【委員からの主な質問や要望と事務局の回答】

○現処分場の協議会は今後も継続するのか、新処分場の協議会と合併して行うのか。

(回答)新処分場の協議会とは別に、協議会の名称を変えて引き続き開催してまいります。

○36事業以外の要望がある場合はこの協議会で協議して良いのか。

(回答)本協議会は、新処分場に関連する協議会なので、処分場以外の要望等は、宮城県の関係課への橋渡しや相談を行い、区長会に報告する枠組みを考えています。

○区長会で要望した搬入ルートが、新処分場開業1年目以降に変更することは決定したのか。

(回答)地権者との交渉や大崎清水谷線の工事、環境アセスメント調査が終わってから、正式に決定することになります。

○要望している信号は、設置が決定したのか。

(回答)最終的には、区長会等で決定していただきます。設置が決定した場合は、交差点部の工事にも必要になるので、出来るだけ速やかに決定していただきたいと思います。



第1回環境保全協議会の開催状況

上水道基本料金の負担について

公社では「処分場周辺地域環境整備事業等に関する覚書」に基づき、大平3区、幕柳及び鳥屋の一部(西川右岸及び小西川右岸に居住する方)の方々においては、埋立期間中(概ね20年間)の上水道基本料金について公社にて負担させていただくことになっております。なお、今後の諸手続きについては改めてご説明させていただきます。

【問合せ先】

担 当：(公財)宮城県環境事業公社 企画調整部

電 話：(022)343-2877

E-mail: miya-kan@aioros.ocn.ne.jp

道路工事のご案内(処分場周辺地域環境整備事業)

処分場周辺地域環境整備事業の一環として、下記のとおり道路舗装工事及び防護柵修繕工事を行うこととなりました。地域の皆様にはご不便をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

●実施事業概要

事業	事業内容	事業主体	受注業者	施工期間 (予定)
道路改良 (補修) 事業	・ 県道塩釜吉岡線及び県道大和松島線の路面改修 ・ 県道塩釜吉岡線の防護柵補修	宮城県 仙台土木事務所	宮城建設工業 株式会社	令和7年10月 ～ 令和8年3月

●施工位置図



【問合せ先】

担当：宮城県 土木部 仙台土木事務所 道路建設第1班

電話：(022) 297-4125 E-mail: sddbkkon@pref.miyagi.lg.jp